

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日
条例第60号

改正 平成26年3月20日条例第12号 改正 平成28年3月22日条例第17号
改正 平成29年3月23日条例第18号 改正 平成30年3月22日条例第17号
改正 平成30年12月25日条例第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
 - 第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第4条—第41条）
 - 第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護（第41条の2—第41条の5）
 - 第3節 基準該当居宅介護等（第42条—第44条）
- 第3章 療養介護（第45条—第52条）
- 第4章 生活介護
 - 第1節 生活介護（第53条—第55条）
 - 第2節 共生型生活介護（第55条の2—第55条の6）
 - 第3節 基準該当生活介護（第56条—第58条）
- 第5章 短期入所
 - 第1節 短期入所（第59条—第68条）
 - 第2節 共生型短期入所（第68条の2—第68条の5）
 - 第3節 基準該当短期入所（第69条—第71条）
- 第6章 重度障害者等包括支援（第72条—第80条）
- 第7章 削除
- 第8章 機能訓練
 - 第1節 機能訓練（第98条・第99条）
 - 第2節 共生型機能訓練（第99条の2—第99条の5）
 - 第3節 基準該当機能訓練（第100条—第102条）
- 第9章 生活訓練
 - 第1節 生活訓練（第103条—第105条）
 - 第2節 共生型生活訓練（第105条の2—第105条の5）
 - 第3節 基準該当生活訓練（第106条—第108条）
- 第10章 就労移行支援（第109条・第110条）
- 第11章 就労継続支援A型（第111条—第113条）
- 第12章 就労継続支援B型
 - 第1節 就労継続支援B型（第114条）
 - 第2節 基準該当就労継続支援B型（第115条—第118条）
- 第13章 就労定着支援（第118条の2—第118条の12）
- 第14章 自立生活援助（第118条の13—第118条の18）
- 第15章 共同生活援助（第119条—第121条の3）
- 第16章 雑則（第122条・第123条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号のイ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
 - (2) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
 - (3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
 - (4) 支給決定障害者 支給決定を受けた障害者をいう。
 - (5) 支給決定障害者等 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者をいう。
 - (6) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。
 - (7) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。
 - (8) 就労継続支援A型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
 - (9) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものを除く。）は、利用者の意向、適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又はその保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又はその保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(基本方針)

第4条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度訪問介護」という。）の事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活

を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定同行援護」という。）の事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、その者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定行動援護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他のその者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第5条 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この章において「指定居宅介護等」という。）の事業を行う事業者（以下この章において「指定居宅介護等事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護等事業所」という。）には、サービス提供責任者その他の規則で定める員数の従業者を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護等事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（設備等）

第7条 指定居宅介護等事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護等の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

（重要事項の説明等）

第8条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等から指定居宅介護等の利用の申込みがあったときは、その申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第30条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護等を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行う場合は、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第9条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等と指定居宅介護等の利用に係る契約をするときは、当該指定居宅介護等の内容、支給決定障害者等に提供する指定居宅介護等の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）に記載しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者が提供する契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給決定を受けた支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等と指定居宅介護等の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、第1項に規定する事項その他必要な事項を当該支給決定障害者等に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前3項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

（サービス提供拒否の禁止）

第10条 指定居宅介護等事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護等の提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第11条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の利用について市町村等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービスの提供が困難である場合の対応)

第12条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切にサービスを提供することが困難であると認めた場合は、その者に対する他の適当な指定居宅介護等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第13条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、その者に係る支給決定の有無、支給決定の有効期間及び支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第14条 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者が行う介護給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者の他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第16条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分証明書)

第17条 指定居宅介護等事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した場合は、その期日及び内容その他必要な事項を、当該提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定居宅介護等の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第19条 指定居宅介護等事業者が指定居宅介護等を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる費用は、その使途が直接利用者の便益を向上させ、かつ、その者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 指定居宅介護等事業者は、前項の規定による支払を求めるときは、その使途及び額並びにその理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める支払については、この限りでない。

(支払の受領等)

第20条 指定居宅介護等事業者は、規則で定めるところにより、支給決定障害者等から指定居宅介護等に要した費用等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定居宅介護等事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を得なければならない。

(利用者負担額の管理)

第21条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護等事業者が提供する指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）を受けた場合であって、当該支給決定障害者等の依頼があったときは、その者の当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護等事業者は、その合計額を当該支給決定障害者等に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額の通知等)

第22条 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領（指定障害福祉サービス事業者が法第29条第4項の規定により市町村等から指定障害福祉サービスに要した費用について支払を受けたことをいう。次項において同じ。）により指定居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者等に対し、その者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等から法定代理受領を行わない指定居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その者に対し、その指定居宅介護等の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(基本的な取扱方針)

第23条 指定居宅介護等は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、自らその行う指定居宅介護等の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定居宅介護等の質の改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第24条 指定居宅介護等事業所の従業者が提供する指定居宅介護等は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならないこと。

(居宅介護計画等)

第25条 サービス提供責任者は、利用者又はその保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画（重度訪問介護にあつては重度訪問介護計画、同行援護にあつては同行援護計画、行動援護にあつては行動援護計画とする。以下この条及び第43条において同じ。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画に基づきサービスを提供している間、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、少なくとも半年ごとに当該居宅介護計画の見直しを行うよう努めるとともに、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業者の従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する居宅介護等の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第27条 指定居宅介護等事業所の従業者は、利用者に指定居宅介護等を提供している場合であつてそ

の者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(市町村等への通知)

第28条 指定居宅介護等事業者は、利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村等に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 指定居宅介護等事業所の管理者は、当該指定居宅介護等事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業所の管理者は、当該指定居宅介護等事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第25条に定める業務のほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第30条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第34条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第31条 指定居宅介護又は指定重度訪問介護の事業を行う者は、指定居宅介護又は指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護(重度訪問介護を行う場合に限る。)又は調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護等を提供することができるよう、指定居宅介護等事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、当該指定居宅介護等事業所の従業者によって指定居宅介護等を提供しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第33条 指定居宅介護等事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第34条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定居宅介護等事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、その従業者及び管理者であった者が、前項の秘密を漏らすことがない

よう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護等事業者は、他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第36条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護等事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業者について広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第37条 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等（次項において「一般相談支援事業者等」という。）又はこれらの従業者に対し、これらの者が利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護等事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該一般相談支援事業者等を利用者又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第38条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供した利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護等事業者は、提供した指定居宅介護等に係る苦情に関し、法第10条第1項、第11条第2項又は第48条第1項の規定により知事若しくは市町村等が行う命令又はこれらの職員からの質問若しくは検査に応じ、及び知事又は市町村等が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護等事業者は、知事又は市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該知事又は市町村等に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護等事業者は、社会福祉法第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第39条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定居宅介護等事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護

(定義)

第41条の2 この条例において「共生型居宅介護」とは、居宅介護に係る共生型障害福祉サービスをいい、「共生型重度訪問介護」とは、重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービスをいい、「共生型居宅介護等」とは、共生型居宅介護又は共生型重度訪問介護をいう。

2 この条例において「共生型居宅介護等事業者」とは、共生型居宅介護等の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型居宅介護等事業所」とは、共生型居宅介護等の事業を行う事業所をいう。
(指定訪問介護事業者が行う共生型居宅介護の事業の基準)

第41条の3 指定訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）

第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が行う共生型居宅介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。次条第1号において同じ。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所（第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業所をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護の事業の基準)

第41条の4 指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所（第4条第2項に規定する指定重度訪問介護の事業を行う事業所をいう。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第41条の5 前2条に定めるもののほか、共生型居宅介護等の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第4条第3項及び第4項並びに第7条を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第5条を除く。）中「指定居宅介護等」とあるのは「共生型居宅介護等」と、「指定居宅介護等事業者」とあるのは「共生型居宅介護等事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあるのは「共生型居宅介護等事業所」と、第4条第1項中「居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）」とあり、及び第31条中「指定居宅介護」とあるのは「共生型居宅介護」と、第4条第2項中「重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度訪問介護」という。）」とあり、及び第31条中「指定重度訪問介護」とあるのは「共生型重度訪問介護」と、第5条中「指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この章において「指定居宅介護等」という。）」とあるのは「共生型居宅介護等」と、「サービス提供責任者その他の規則で定める員数の従業者」とあるのは「規則で定める員数のサービス提供責任者」とする。

第3節 基準該当居宅介護等

(定義)

第42条 この条例において「基準該当居宅介護」とは、居宅介護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当重度訪問介護」とは、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当同行援護」とは、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当行動援護」とは、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスをいい、「基準該当居宅介護等」とは、基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護又は基準該当行動援護をいう。

2 この条例において「基準該当居宅介護等事業者」とは、基準該当居宅介護等の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当居宅介護等事業所」とは、基準該当居宅介護等の事業を行う事業所をいう。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第43条 基準該当居宅介護等事業者は、当該基準該当居宅介護等事業者の従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する居宅介護等の提供をさせてはならない。ただ

し、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすることができる。

- 2 基準該当居宅介護等事業者は、前項ただし書の規定により従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護等の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る居宅介護計画の実施状況等から、当該基準該当居宅介護等が適切に提供されていないと認めるときは当該従業者に対し適切な指導を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第44条 前条に定めるもののほか、基準該当居宅介護等の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第21条、第22条第1項、第26条及び第31条を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第5条を除く。)中「指定居宅介護等」とあるのは「基準該当居宅介護等」と、「指定居宅介護等事業者」とあるのは「基準該当居宅介護等事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあるのは「基準該当居宅介護等事業所」と、第4条第1項中「居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)」とあり、及び第31条中「指定居宅介護」とあるのは「基準該当居宅介護」と、第4条第2項中「重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度訪問介護」という。)」とあり、及び第31条中「指定重度訪問介護」とあるのは「基準該当重度訪問介護」と、第4条第3項中「同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定同行援護」という。)」とあるのは「基準該当同行援護」と、第4条第4項中「行動援護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定行動援護」という。)」とあるのは「基準該当行動援護」と、第5条中「指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下この章において「指定居宅介護等」という。)」とあるのは「基準該当居宅介護等」とする。

第3章 療養介護

(従業者)

第45条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業を行う者(以下この章において「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
 - (2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)
 - (3) 生活支援員
 - (4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。)
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 生活支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務(規則で定める場合にあつては、規則で定める職務)に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

第46条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他その運営上必要な設備を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者がその設置する施設について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に係る同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と同項に規定する指定入所支援とを当該施設において一体的に提供している場合における指定療養介護事業所の設備の基準の特例は、規則で定める。

(契約支給量の報告等)

第47条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が入所又は退所をするときは、その期日その他の必要な事項を当該支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、支給決定障害者と指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞な

く前項に規定する事項その他必要な事項を当該支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、第1項に規定する事項に変更があった場合について準用する。

(利用者負担額の管理)

第48条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、規則で定める当該支給決定障害者が負担する額の合計額を算定し、これを当該支給決定障害者に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(市町村等への通知)

第49条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を当該支給決定障害者に係る市町村等に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(サービスの提供の記録)

第50条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、その提供した日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定療養介護を提供したことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(記録の整備)

第51条 指定療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号。以下「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第17条第1項に規定する療養介護計画

(2) 前条第1項に規定するサービスの提供の記録

(3) 第49条の規定による市町村等への通知に係る記録

(4) 次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第28条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由等の記録

(5) 第38条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第52条 第6条、第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条、第34条、第35条、第36条第1項及び第37条から第39条までの規定は、指定療養介護の事業、指定療養介護事業者及び指定療養介護事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、第22条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第1項中「介護給付費」とあるのは「介護給付費及び療養介護医療費」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第4条、第7条、第8条、第16条から第28条まで及び第31条の規定は、指定療養介護の事業、指定療養介護事業者及び指定療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第7条第4号中「利用者」とあるのは

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（第16条及び第24条において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第52条第2項において準用する次条第1項」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第3章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 生活介護

（従業者）

第53条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
 - (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）
 - (3) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う指定生活介護事業所にあつては、理学療法士又は作業療法士（これらの者を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。）。以下同じ。）
 - (4) 生活支援員
 - (5) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 第1項各号に掲げる指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務（規則で定める場合にあつては、規則で定める職務）に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所）

第54条 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。以下この項において同じ。）及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第55条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条及び第51条の規定は、指定生活介護の事業、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第55条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（第34条において「障害福祉サービス事業基準条例」という。）第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、第34条中「その他の」とあるのは「、第55条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第55条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第55条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第55条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2

項」とあるのは「第55条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第55条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第55条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第33条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第41条から第45条まで、第47条及び第48条の規定は、指定生活介護の事業、指定生活介護事業者及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第55条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第55条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第4章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活介護

（定義）

第55条の2 この条例において「共生型生活介護」とは、生活介護に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型生活介護事業者」とは、共生型生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型生活介護事業所」とは、共生型生活介護の事業を行う事業所をいう。

（指定児童発達支援事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準）

第55条の3 指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が行う共生型生活介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1） 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

（2） 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準）

第55条の4 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が行う共生型生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1） 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

（2） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第86条第1項第1号及び第2号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第99条の3第2号及び第105条の3第2号において同じ。）が、規則で定める面積以上であること。

（3） 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な

技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第55条の5 指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条及び第68条の4第1号において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)

(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が行う共生型生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。第99条の4第2号及び第105条の4第2号において同じ。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護、共生型機能訓練若しくは共生型生活訓練又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第60条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(次号において「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。第99条の4第3号及び第105条の4第3号において同じ。))を規則で定める数以下とすること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)(第99条の4第4号及び第105条の4第4号において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。第99条の4第4号及び第105条の4第4号において同じ。))を規則で定める数の範囲内とすること。
- (5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第55条の6 前3条に定めるもののほか、共生型生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第51条、第54条、第55条第1項(第6条、第20条、第34条及び第49条の規定を準用する部分に限る。))及び同条第2項(第37条の規定を準用する部分を除く。))に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護等」とあり、及び「指定生活介護」とあるのは「共生型生活介護」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、及び「指定生活介護事業者」とあるのは「共生型

生活介護事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、及び「指定生活介護事業所」とあるのは「共生型生活介護事業所」とする。

第3節 基準該当生活介護

(定義)

第56条 この条例において「基準該当生活介護」とは、生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第2号に規定する特定基準該当生活介護を除く。）をいう。

2 この条例において「基準該当生活介護事業者」とは、基準該当生活介護の事業を行う者をいう。（基準該当生活介護の基準）

第57条 基準該当生活介護の事業（規則で定める事業所における事業を除く。）の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないことなどにより生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。第101条第1号において同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第101条第1号において同じ。）を提供するものであること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第58条 前条に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業の運営の基準は、第55条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当生活介護事業者」とする。

第5章 短期入所

第1節 短期入所

(基本方針)

第59条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第60条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）等には、次に掲げる事業所等の区分に応じ、規則で定める従業者を置かなければならない。

(1) 次号及び第3号に規定する事業所以外の事業所

(2) 法第5条第8項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う指定短期入所事業所を設置する場合における当該施設及び当該事業所

(3) 前号の施設が当該施設の利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所

(設備)

第61条 前条第1号に掲げる指定短期入所事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 食堂

(3) 浴室

(4) 洗面所

(5) 便所

(6) その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準並びに前条第2号及び第3号に掲げる事業所等の設備の基準は、規則で定める。

(対象者等)

第62条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受ける

ことが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携して、指定短期入所を提供した後においても利用者がその提供前と同様に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第63条 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が入所又は退所をするときは、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の期日その他の必要な事項を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所により、当該提供を受けた支給決定障害者等の指定短期入所の量の総量はその者の支給決定を受けた支給量に達した場合は、その者の受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しをその者に係る市町村等に提出しなければならない。

(取扱方針)

第64条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、自らその行う指定短期入所の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 指定短期入所事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定短期入所の質の改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第65条 指定短期入所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に対して、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、当該利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。
- 6 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用するよう努めなければならない。

(運営規程)

第66条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 第30条第1号、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 利用定員（規則で定める場合を除く。）
- (3) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (4) サービスの利用に当たっての留意事項
- (5) 非常災害対策
- (6) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第67条 指定短期入所事業者は、利用定員及び居室の定員（規則で定める指定短期入所事業所にあつては、規則で定める利用者の数）を超えて指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第68条 第6条、第8条、第10条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第28条及び第34条から第41条までの規定は、指定短期入所の事業、指定短期入所事業者及び指定短期入所事業所に

ついて準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該指定短期入所事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第66条」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第66条に規定する運営規程」と、「その他の」とあるのは「第68条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第48条の医療機関その他の」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第19条、第24条、第25条、第28条、第31条、第45条、第47条及び第48条の規定は、指定短期入所の事業、指定短期入所事業者及び指定短期入所事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第5章」と、障害福祉サービス事業基準第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型短期入所

(定義)

第68条の2 この条例において「共生型短期入所」とは、短期入所に係る共生型障害福祉サービスをいう。

- 2 この条例において「共生型短期入所事業者」とは、共生型短期入所の事業を行う者をいう。

- 3 この条例において「共生型短期入所事業所」とは、共生型短期入所の事業を行う事業所をいう。

(指定短期入所生活介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第68条の3 指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。第1号において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が行う共生型短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（次号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の居室が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第68条の4 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号のハ若しくは第175条第2項第2号のハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号のハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第68条の5 前2条に定めるもののほか、共生型短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条、第10条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第35条から第41条まで、第55条第2項（第26条の規定を準用する部分に限る。）、第59条、第62条から第66条まで、第68条第1項（第6条、第20条及び第34条の規定を準用する部分に限る。）及び同条第2項に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第59条を除く。）中「指定居宅介護等」とあり、「指定生活介護」とあり、及び「指定短期入所」とあるのは「共生型短期入所」と読み替えるものとする。

と、「指定居宅介護等事業者」とあり、「指定生活介護事業者」とあり、及び「指定短期入所事業者」とあるのは「共生型短期入所事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、「指定生活介護事業所」とあり、及び「指定短期入所事業所」とあるのは「共生型短期入所事業所」と、第59条中「短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）」とあるのは「共生型短期入所」とする。

第3節 基準該当短期入所

（定義）

第69条 この条例において「基準該当短期入所」とは、短期入所に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「基準該当短期入所事業者」とは、基準該当短期入所の事業を行う者をいう。

（基準該当短期入所の基準）

第70条 基準該当短期入所の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1）規則で定める指定短期入所事業者であって、規則で定めるサービスを提供するものであること。

（2）利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第71条 前条に定めるもののほか、基準該当短期入所の事業の運営の基準は、第68条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当短期入所事業者」とする。

第6章 重度障害者等包括支援

（基本方針）

第72条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。）の事業は、常時介護を要する利用者であってその介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者）

第73条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、規則で定める従業者及びサービス提供責任者を置かなければならない。

2 サービス提供責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（指定重度障害者等包括支援事業者の要件）

第74条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者でなければならない。

（事業所の体制）

第75条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第76条 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を提供する指定重度障害者等包括支援事業所（これらの障害福祉サービスを第三者に委託することにより提供する場合における当該提供する事業所を含む。）は、その提供する障害福祉サービスに係る障害福祉サービス事業基準条例又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）に定める基準を満たさなければならない。

い。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、その従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 短期入所又は共同生活援助を提供する第1項の指定重度障害者等包括支援事業所は、その提供する障害福祉サービスに係るこの条例に定める基準を満たさなければならない。

（取扱方針）

第77条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、自らその行う指定重度障害者等包括支援の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

4 指定重度障害者等包括支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の改善を図らなければならない。

（重度障害者等包括支援計画）

第78条 ササービス提供責任者は、利用者又はその保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、毎週、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、少なくとも半年ごとに当該重度障害者等包括支援計画の見直しを行うよう努めるとともに、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

（運営規程）

第79条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

（1） 第30条第1号、第2号、第5号、第6号及び第8号に掲げる事項

（2） 指定重度障害者等包括支援を提供することができる利用者の数

（3） 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

（4） 事業の主たる対象とする利用者

（5） その他運営に関する重要事項

（準用）

第80条 第6条から第20条まで、第22条、第27条、第28条及び第33条から第41条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業、指定重度障害者等包括支援事業者及び指定重度障害者等包括支援事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第79条」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第79条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第24条の規定は、指定重度障害者等包括支援事業所について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第6章」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第81条から第97条まで 削除

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練

(従業者)

第98条 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下この章において「機能訓練」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定機能訓練」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定機能訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定機能訓練事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 理学療法士又は作業療法士
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定機能訓練事業所の従業者は、専ら当該指定機能訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第99条 第6条、第8条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条及び第54条の規定は、指定機能訓練の事業、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第99条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第99条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第99条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第99条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第99条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第99条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第99条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第99条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第43条の2から第45条まで、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定は、指定機能訓練の事業、指定機能訓練事業者及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第99条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「機能訓練計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第99条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第8章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第61条第1項に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型機能訓練

(定義)

第99条の2 この条例において「共生型機能訓練」とは、機能訓練に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型機能訓練事業者」とは、共生型機能訓練の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型機能訓練事業所」とは、共生型機能訓練の事業を行う事業所をいう。

(指定通所介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第99条の3 指定通所介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第99条の4 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を規則で定める数の範囲内とすること。

(5) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(その他の基準)

第99条の5 前2条に定めるもののほか、共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第99条第1項(第6条、第20条、第34条、第49条、第51条及び第54条の規定を準用する部分に限る。)及び同条第2項(第37条の規定を準用する部分を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護等」とあり、及び「指定機能訓練」とあるのは「共生型機能訓練」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、及び「指定機能訓練事業者」とあるのは「共生型機能訓練事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、及び「指定機能訓練事業所」とあるのは「共生型機能訓練事業所」とする。

第3節 基準該当機能訓練

(定義)

第100条 この条例において「基準該当機能訓練」とは、機能訓練に係る基準該当障害福祉サービス(第122条第2号に規定する特定基準該当機能訓練を除く。)をいう。

2 この条例において「基準該当機能訓練事業者」とは、基準該当機能訓練の事業を行う者をいう。

(基準該当機能訓練の基準)

第101条 基準該当機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める指定通所介護事業者等であって、地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものであること。

(2) 基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第102条 前条に定めるもののほか、基準該当機能訓練の事業の運営の基準は、第99条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当機能訓練事業者」とする。

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練

(従業者)

第103条 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「生活訓練」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活訓練」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定生活訓練事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活訓練事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 生活支援員
 - (2) 健康上の管理等をする必要がある者が利用する指定生活訓練事業所にあつては、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）
 - (3) 宿泊型自立訓練（生活訓練のうち、居室その他の設備において利用者の家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行うものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る指定生活訓練の提供を行う事業所にあつては、地域移行支援員
 - (4) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 指定生活訓練事業所の従業者は、専ら当該指定生活訓練事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練に係る指定生活訓練の提供を行う指定生活訓練事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(サービスの提供の記録)

第104条 指定生活訓練事業者は、指定生活訓練を提供した場合は、その期日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。この場合において、宿泊型自立訓練以外の指定生活訓練を提供したときは、その提供の都度記録しなければならない。

- 2 前項の規定による記録には、当該記録に係る指定生活訓練の提供を受けたことについて支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第104条の2 指定生活訓練事業者は、支給決定障害者である利用者が同一の月に当該指定生活訓練事業者が提供する指定生活訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたとき（規則で定める支給決定障害者にあつては、その者の依頼があつた場合に限る。）は、当該指定生活訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、その合計額を当該支給決定障害者に係る市町村等に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(準用)

第105条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条及び第54条の規定は、指定生活訓練の事業、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第105条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第105条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第105条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第105条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあ

るのは「第105条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第43条の2から第45条まで、第47条、第48条、第52条、第53条、第55条及び第57条（第1項ただし書、第6項及び第7項を除く。）の規定は、指定生活訓練の事業、指定生活訓練事業者及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第105条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活訓練計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第105条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第53条第1項中「第61条第1項に規定する就労移行支援事業者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活訓練

（定義）

第105条の2 この条例において「共生型生活訓練」とは、生活訓練に係る共生型障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「共生型生活訓練事業者」とは、共生型生活訓練の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型生活訓練事業所」とは、共生型生活訓練の事業を行う事業所をいう。

（指定通所介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準）

第105条の3 指定通所介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1） 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

（2） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室が、規則で定める面積以上であること。

（3） 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準）

第105条の4 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

（1） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

（2） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

（3） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を規則で定める数以下とすること。

（4） 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を規則で定める数の範囲内とすること。

（5） 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（その他の基準）

第105条の5 前2条に定めるもののほか、共生型生活訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第104条、第104条の2、第105条第1項（第6条、第20条、第34条、第49条、第51条及び第54条の規定を準用する部分に限る。）及び同条第2項（第57条の規定を準用する部分を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定居宅介護等」とあり、及び「指定生活訓練」とあるのは「共生型生活訓練」と、「指定居宅介護等事業者」とあり、及び「指定生活訓練事業者」とあるのは「共生型生活訓練事業者」と、「指定居宅介護等事業所」とあり、及び「指定生活訓練事業所」と

あるのは「共生型生活訓練事業所」とする。

第3節 基準該当生活訓練

(定義)

第106条 この条例において「基準該当生活訓練」とは、生活訓練に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第2号に規定する特定基準該当生活訓練を除く。）をいう。

- 2 この条例において「基準該当生活訓練事業者」とは、基準該当生活訓練の事業を行う者をいう。
- 3 この条例において「基準該当生活訓練事業所」とは、基準該当生活訓練の事業を行う事業所をいう。

(基準該当生活訓練の基準)

第107条 第101条の規定は、基準該当生活訓練の事業、基準該当生活訓練事業者及び基準該当生活訓練事業所について準用する。

第108条 前条に定めるもののほか、基準該当生活訓練の事業の運営の基準は、第105条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「基準該当生活訓練事業者」とする。

第10章 就労移行支援

(従業者)

第109条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、認定就労移行支援事業所（就労移行支援事業所のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定により文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設をいう。次条において同じ。）には、就労支援員を置かないことができる。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
 - (2) 就労支援員
 - (3) サービス管理責任者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 第1項各号に掲げる指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
 - 5 就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用等)

第110条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第20条まで、第22条、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条、第54条（指定就労移行支援事業所が認定就労移行支援事業所である場合を除く。）及び第104条の2の規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第110条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第110条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第110条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第110条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第110条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第110条第2

項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第110条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第110条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第42条、第43条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第60条及び第62条から第65条までの規定は、指定就労移行支援の事業、指定就労移行支援事業者及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第110条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第110条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第10章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第62条第1項中「第66条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第110条第2項」と読み替えるものとする。
- 3 前項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第37条（第1項ただし書を除く。）の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所の設備の基準は、第109条第1項に規定する文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設として必要とされる設備を有することとする。

第11章 就労継続支援A型

（従業者）

第111条 就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業を行う者（以下この章において「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 職業指導員及び生活支援員
- (2) サービス管理責任者

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（指定就労継続支援A型事業者の要件）

第112条 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。

（賃金及び工賃）

第112条の2 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条本文の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条

ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者に対しては、当該利用者に係る生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、その生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、規則で定めるところにより、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(準用)

第113条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条及び第54条の規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第113条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第68条の2に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第113条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第113条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第113条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第113条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第113条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第113条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第113条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第42条第1項及び第3項、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第65条、第67条、第68条の2、第70条（第1項ただし書を除く。）、第74条、第74条の2及び第76条から第79条までの規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第113条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第11章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第68条の2第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、同条第4号中「第75条第3項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第112条の2第3項」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型

(準用)

第114条 第6条、第8条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第34条から第40条まで、第49条、第51条、第54条及び第111条の規定は、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業、当該事業を行う者（次項において「指定就労継続支援B型事業者」という。）及び指定就労継続支援B型事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所」という。）について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第114条第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第114条第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第114条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第114条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第114条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第114条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条、第35条、第42条、第44条、第45条、第47条、第48条、第52条、第70条、第76条から第78条まで、第81条及び第82条の規定は、指定就労継続支援B型の事業、指定就労継続支援B型事業者及び指定就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第114条第2項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第18条中「前条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第114条第2項において準用する前条」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第12章」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と、障害福祉サービス事業基準条例第76条中「第80条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第114条第2項」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当就労継続支援B型

（定義）

第115条 この条例において「基準該当就労継続支援B型」とは、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第122条第2号に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。）をいう。

2 この条例において「基準該当就労継続支援B型事業者」とは、基準該当就労継続支援B型の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当就労継続支援B型事業所」とは、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。

（基準該当就労継続支援B型事業者の要件）

第116条 基準該当就労継続支援B型事業者は、社会福祉法第2条第2項第7号又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設を経営していなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号。次項において「保護施設基準条例」という。）第33条各号に掲げる職員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者として選任しな

ればならない。

- 3 基準該当就労継続支援B型事業所には、保護施設基準条例に定める授産施設として必要とされる設備を設けなければならない。

(運営規程)

第117条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 第30条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) 非常災害対策
- (5) その他運営に関する重要事項

(その他の基準)

第118条 前2条に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業の運営の基準は、第114条(第1項中第12条、第21条、第22条第1項、第54条及び第111条並びに第2項中障害福祉サービス事業基準条例第24条、第26条、第35条、第44条、第70条及び第82条第3項の規定を準用する部分を除く。)に定めるところによる。

第13章 就労定着支援

(基本方針)

第118条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第5条第15項に規定する厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項に規定する厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービスの事業を行う者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第118条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下この章において「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定就労定着支援事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かななければならない。

- (1) 就労定着支援員
- (2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定就労定着支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備等)

第118条の4 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第118条の5 サービス管理責任者は、第118条の12第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況並びに当該指定就労定着支援事業所における指定障害福祉サービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に照らし、その者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(指定就労定着支援事業者の要件)

第118条の6 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に

係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(取扱方針)

第118条の7 指定就労定着支援事業者は、第118条の12第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条第1項に規定する就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定就労定着支援事業所の従業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該提供に関し必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定就労定着支援事業者は、その行う指定就労定着支援の質の評価を行うとともに、その提供する指定就労定着支援の質の改善を図らなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第118条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又はその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第118条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第118条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 第30条第1号から第3号まで、第5号及び第7号から第9号までに掲げる事項

(2) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額(記録の整備)

第118条の11 指定就労定着支援事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条第1項において準用する第18条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 次条第1項において準用する第28条に規定する市町村等への通知に係る記録

(4) 次条第1項において準用する第38条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条第1項において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第118条の12 第6条、第8条、第9条(第3項ただし書を除く。)から第22条まで、第28条、第32条から第40条までの規定は、指定就労定着支援の事業、指定就労定着支援事業者及び指定就労定着支援事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第118条の10」と、第32条第2項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第17条、第19条及び第24条の規定は、指定就労定着支援の事業、指定

就労定着支援事業者及び指定就労定着支援事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第13章」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

(基本方針)

第118条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、その者からの相談対応等により、その者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、その者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(従業者)

第118条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下この章において「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第3項及び第118条の18において「指定自立生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 地域生活支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定自立生活援助事業者の要件)

第118条の15 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第118条の16 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第118条の17 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかにその者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、その者の家族、その者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、その者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第118条の18 第6条、第8条、第9条（第3項ただし書を除く。）から第22条まで、第28条、第32条から第40条まで、第118条の4、第118条の5、第118条の7、第118条の10及び第118条の11の規定は、指定自立生活援助の事業、指定自立生活援助事業者及び指定自立生活援助事業所について準用する。この場合において、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第118条の18第1項において準用する第118条の10」と、第32条第2項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第118条の7第1項中「第118条の12第2項」とあるのは「第118条の18第2項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第118条の11第2項第1号及び第3号から第5号まで中「次条第1項」と

あるのは「第118条の18第1項」と、同項第2号中「次条第2項」とあるのは「第118条の18第2項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準条例第17条、第19条及び第24条の規定は、指定自立生活援助の事業、指定自立生活援助事業者及び指定自立生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第7項中「半年」とあるのは「3月」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第14章」と読み替えるものとする。

第15章 共同生活援助

(基本方針)

第119条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第120条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下この章において「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定共同生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第120条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第120条の3 指定共同生活援助事業所には、共同生活援助を行う住居として、共同生活住居（規則で定める住居を除く。第5項及び第6項において同じ。）を1以上設けなければならない。

2 共同生活住居は、住宅地その他利用者とその家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、障害者支援施設その他の規則で定める施設の敷地外に設けなければならない。

3 一の指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

4 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

5 一の共同生活住居の入居定員は、2人以上10人（規則で定める場合にあつては、規則で定める人数）以下とする。

6 共同生活住居は、ユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下この条及び第120条の13において同じ。）を1以上有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 一のユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットに関する基準は、規則で定める。

(対象者等)

第120条の4 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴及び病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、その者の希望を踏まえた上で、その者の退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者が退居するときは、その者に対し適切な援助を行うとともに、その者が利用する保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退去の記録の記載等）

第120条の5 指定共同生活援助事業者は、利用者が入居又は退居をするときは、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の期日その他の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、前項に規定する事項その他の必要な事項を、遅滞なく、利用者である支給決定障害者に係る市町村等に報告しなければならない。ただし、当該市町村等が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（取扱方針）

第120条の6 指定共同生活援助事業者は、第121条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条第1項に規定する共同生活援助計画（次項において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、その者が引き続き当該指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、自らその行う指定共同生活援助の質の評価を行うとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、その提供する指定共同生活援助の質の改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第120条の7 サービス管理責任者は、第121条第2項において読み替えて準用する障害福祉サービス事業基準条例第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）利用申込者の利用に際し、その者の身体及び精神の状況並びに当該指定共同生活援助事業所における指定障害福祉サービス以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2）利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に照らし、その者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる者に対し、必要な支援を行うこと。

（3）利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

（4）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（介護及び家事等）

第120条の8 利用者に対する介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の

従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第120条の9 指定共同生活援助事業者は、利用者に関する指定生活介護事業所等との連絡調整、その者の余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第120条の10 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

（1） 第30条第1号、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事項

（2） 入居定員

（3） 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

（4） 入居に当たっての留意事項

（5） 非常災害対策

（6） その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第120条の11 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供することができるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託することにより他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（支援体制の確保）

第120条の12 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第120条の13 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第120条の14 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

（準用）

第121条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第20条、第22条、第27条、第34条から第40条まで、第49条から第51条まで及び第104条の2の規定は、指定共同生活援助の事

業、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第120条の10に規定する運営規程（第34条において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「、第120条の14第1項の医療機関及び同条第2項の歯科医療機関その他の」と、第49条第2号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第51条第2項第1号中「次条第2項」とあるのは「第121条第2項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「前条第1項」とあるのは「第121条第1項において準用する前条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第121条第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第2項」とあるのは「第121条第2項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第121条第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第121条第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第17条、第19条、第24条、第28条、第31条及び第47条の規定は、指定共同生活援助の事業、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準条例第17条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条中「職員」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「この章」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第13章」と読み替えるものとする。

（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基準）

第121条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助からなる指定共同生活援助をいう。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基準）

第121条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（外部サービス利用型指定共同生活援助に係る第3条第1項に規定する個別支援計画をいう。）の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助事業所の事業者が委託する指定居宅介護を行う事業者により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助からなる指定共同生活援助をいう。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

第16章 雑則

（特例）

第122条 次に掲げる事業者又は事業所に関するこの条例に定める基準の特例は、規則で定める。

（1）多機能型事業所（指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業並びに指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第54条に規定する指定医療型発達支援をいう。）及び指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定通所支援基準条例の事業のみを行う場合を除く。）をいう。）

（2）特定基準該当生活介護（障害福祉サービスを利用することが困難な地域として規則で定める地域において提供する基準該当生活介護をいう。）、特定基準該当機能訓練（当該地域において提供する基準該当機能訓練をいう。）、特定基準該当生活訓練（当該地域において提供する基準該当生活訓練（利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行う生活訓練を除く。）をいう。）及び特定基準該当就労継続支援B型（当該地域において提供する基準該当就労継続支援B型をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者

（補則）

第123条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日前から引き続き病院その他の規則で定める施設の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っている者は、第120条の3第2項の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。この条例の施行の際現に当該施設以外の施設の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っている者についても、同様とする。
- 3 当分の間、平成18年10月1日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者福祉ホーム（法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者福祉ホームをいい、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は改築等によりその構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業に対する第120条の3第7項の規定の適用については、同項中「10人以下」とあるのは、「30人以下」とする。
- 4 当分の間、法附則第41条第1項又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）（以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11の規定により知事に指定された知的障害者更生施設若しくは特定知的障害者授産施設（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築又は改築等により建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護、指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設には、第46条第1項並びに第55条第2項、第99条第2項及び第110条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第37条第1項第5号、第105条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第57条第1項第5号並びに第113条第2項及び第114条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第70条第1項第5号の規定にかかわらず、多目的室を設けないことができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成26年3月20日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第18号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第42号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。